

自主防災組織のてびき

一人ひとりの命を守るための大きな力
地域みんなで守る

防災力の向上で
安全安心を

役員が交代したときは
このてびきを次の方へ
引き継ぎましょう



基本編 ➡ page - 1

設立編 ➡ page - 5

活動編 ➡ page - 7

発展編 ➡ page - 25

一人ひとりの命を守るための大きな力 地域みんなで守る

防災力の向上で
安全安心を

柏崎市は、平成 16 年 10 月 23 日の「新潟県中越大地震」、平成 17 年 6 月 28 日の「6.28 水害」、平成 19 年 7 月 16 日の「新潟県中越沖地震」などの様々な自然災害により、家屋や田畑が被害を受け、道路やライフラインが寸断されました。

いずれの災害でも、災害発生直後には市や消防などの防災関係機関が行う活動には限界があり、住民同士の助け合いなしでは災害を乗り越えることはできませんでした。

地震や水害などの災害がおきたとき、真っ先に駆けつけて、助け合うことができるのは、隣近所の方々です。

中越沖地震では、住民の安否を確かめ、避難所の運営や炊き出しを実施するなど、日ごろから住民同士の結びつきが強い地域ほど、こうした活動ができたといわれています。

大きな災害であるほど、こうした地域の助け合いが重要です。

自主防災 基本 1

ご近所付き合いを大切に

地域力の
向上を目指し、
元気のある
まちづくり

- 普段の行事参加が第一歩
- 地域の実情を知る
- 地域内の安全点検
- 避難訓練の実施と参加



自主防災 基本 2

思いやりと幅広い視点

全ての活動に
必要なのは
優れた判断力と
広い視野

- 常に防災意識の向上を
- 避難所生活を考える
- 要配慮者を守る



みんなでつくる災害に強いまち



大きな災害において被害を予防・軽減するには、自分の身を自分で守る「**自助**」、地域や近所の人が互いに協力し合う「**互助**」、ボランティアや **NPO**、企業からの支援といった「**共助**」、そして市や消防などの防災関係機関による救助や支援などの「**公助**」が相互に結び付いて、行動していくことが必要です。

自主防災組織とは…

**災害直後の混乱を住民の連携で乗り切り、
みんなで助け合い、命とまちを守るための力**



大きな災害が発生し、自主防災活動を行うとき、住民が各自バラバラに行動してしまうと効果が低く、かえって混乱を招くおそれもあります。地域の防災力を最大限に発揮するためには、住民相互の共通認識のもとに、組織的な活動を行うことが重要です。

その活動母体となるのが「**自主防災組織**」であり、地域の一人ひとりが災害に備える防災要員です。

災害時に落ち着いて行動するためには、日ごろからの準備や心構えが欠かせません。自主防災活動を充実させ、話し合いや創意工夫を重ねながら、災害に強いまちづくりに取り組むことが必要です。

また、高齢者、障がい者、子ども、妊婦、傷病者など、災害時には助けを必要とする人々があります。このような「**要配慮者**」を、地域の中でどのように支援するかを考え、実践していくことも自主防災組織の重要な役割です。

自主防災組織の役割

自主防災組織は、町内会をとりまとめ、地域住民が一体となって「**平常時の防災活動**」や、「**災害時の助け合い**」に取り組む組織です。

自主防災組織には、情報連絡・初期消火・避難誘導・救出救護・給食給水・衛生対策など、地域を守るための役割があります。

	普段の活動	災害時の活動
情報班	情報収集伝達 広報活動 	状況把握 報告活動 
消火班	器具点検 防火広報 	初期消火 出火防止 
避難誘導班	避難路(所) 標識点検 	避難誘導 
救出救護班	資機材調達 整備 	救出 救護活動 
給食給水班	器具の点検 	水・食料の配分 炊き出し 
衛生班	トイレ・ごみ処理 対策検討 	防疫対策 

災害時に被害を最小限に食い止めるためには、自主防災組織で平常時から防災活動を行い、地域の防災力を高めておくことが不可欠です。

日ごろから地域の安全を点検し、防災に必要な知識や家庭内の対策について繰り返し呼びかけましょう。



様々な自主防災組織の活動 1



様々な自主防災組織の活動 2

自主防災組織と消防団との連携

自主防災組織と消防団は、それぞれが「災害から地域を守る」という同じ目標を持って活動しています。

平常時には、消防団員は自主防災組織が行う防災訓練や消火訓練、応急手当講習などのアドバイザーとしての役割を担います。

災害時には、消防団員は非常備消防機関として指揮命令系統に基づき、消火・救助活動などの消防団業務を優先的にを行います。災害の規模によっては、自主防災組織から協力の要請があった場合、可能な限り協力することとしています。

ともに地域を守る組織として、自主防災組織の「マンパワー」と消防団の「専門知識・スキル」を活用し、情報収集や初期消火、地域住民の救助、避難誘導などに協力して取り組みます。

災害に強いまちづくりを目指し、自主防災組織と消防団は日ごろから交流を持ち、組織の活性化や、災害時に必要となる人材の把握に努め、災害時には人命の保護を最優先に、連携して行動しましょう。

消防団と連携した活動例

- 防災知識の普及啓発
- 家庭内防災対策の指導
- 防災訓練の指導
- 防災マップの作成指導
- 地域の危険物や消防水利、防災倉庫、避難場所など位置の把握
- 地元で信頼が厚い消防団 **OB** のノウハウを活用した活動



自主防災組織のつくり方

地域の自主防災活動を行う「自主防災組織」の設立には、まず何よりも住民のみなさんの理解と協力が不可欠です。ここでは、はじめて自主防災組織を立ち上げるまでのステップを示します。

1. 町内会長や役員で自主防災組織の必要性を話し合います

自主防災組織の中心メンバーとなる町内会長や役員で設立を検討しましょう。必要に応じて、市の担当者による説明会を実施します。



2. 自主防災組織の結成に向けて同意を得ます

町内会の総会などで住民のみなさんに結成の趣旨や活動内容を説明して、自主防災活動について意見をもらい、設立の同意を得てください。



3. 役員・運営委員を選出し役割分担をします

自主防災組織の活動の中心となる会長・副会長・運営委員を選出します。町内会の各班や、青年会などを活用してバランスのよいメンバーを選びましょう。また、活動班を編成して役割分担をしましょう。



4. 自主防災組織の規約をつくります

規約は、自主防災組織の活動目的や活動内容を取り決めるものです。自主防災組織づくりには、新たに自主防災組織の規約を設ける方法や、町内会の規約を一部改正し、自主防災活動に関する事項を記載する方法があります。住民の意見を取り入れながら、地域にあった内容を検討しましょう。



5. 回覧板や広報誌で知らせましょう

自主防災組織の役員・運営委員や規約の内容が決定したら、回覧板などを使って、住民のみなさんに知らせましょう。

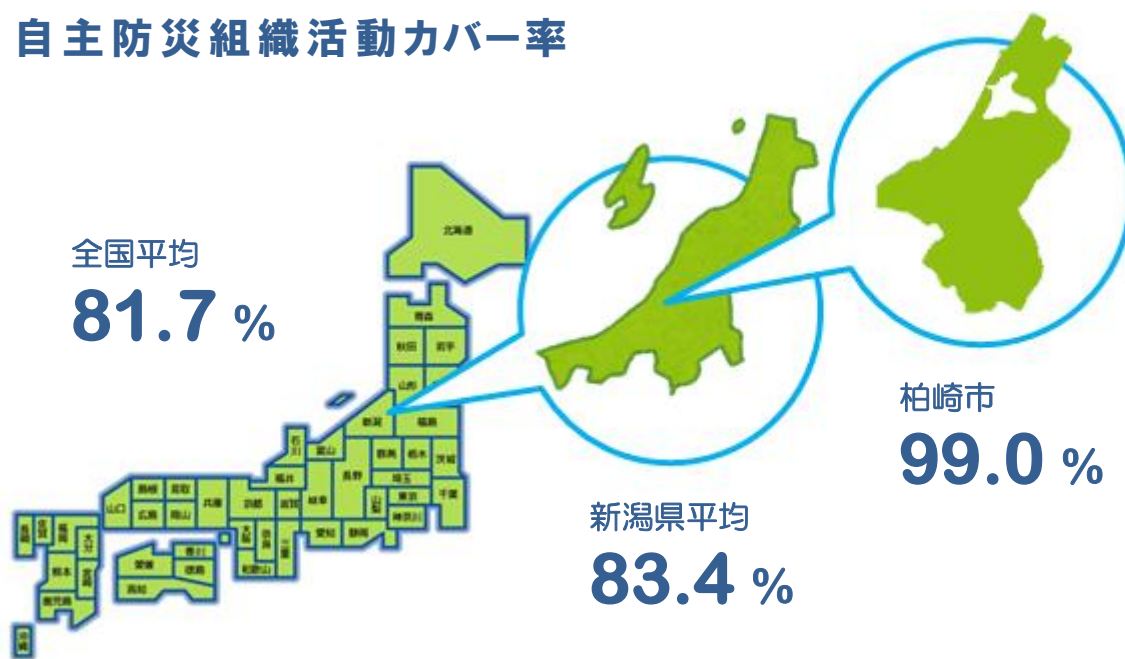


6. 市へ設立を報告します

自主防災組織の設立について防災・原子力課へ報告してください。その際には、自主防災組織の規約などのほか、代表者の連絡先を報告してください。

自主防災組織の設立状況

自主防災組織活動カバー率



<平成 28 年 4 月 1 日時点>

※ 自主防災組織活動カバー率とは、地域の全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている世帯数の割合のことです。

柏崎市では平成 28 年 4 月 1 日時点で 310 の自主防災組織が設立されています。

最も早い組織は平成 8 年度に設立しており、その後、中越大震災や中越沖地震の経験から、各地域が自主防災組織の必要性を感じ、設立数が増加しました。

活動カバー率は 99.0%で、全国平均、新潟県平均に比べて高いカバー率となっており、自主防災組織の活動も活発に行われています。

自主防災組織を設立したときは、近隣の自主防災組織とも合同で訓練を行うなどして、災害発生時に協力して助け合えるよう、日ごろから交流を持ちましょう。



災害時の活動

災害発生時に自主防災組織が行う活動について紹介します。

災害に備えて地域の防災計画を立てておき、万一の場合にも落ち着いて行動しましょう。

情報の収集・伝達

- 的確な判断と、迅速な行動につなげるため、次のような様々な媒体から情報を収集し、住民に伝えます。まずは「正しい情報を得る」ことが、とても重要です。



防災行政無線（屋外スピーカー・戸別受信機・防災FAX）
[音声フリーダイヤル 0120-499-399]



柏崎市ウェブサイト 災害情報／重要なお知らせ
<http://www.city.kashiwazaki.lg.jp/>



柏崎市フェイスブック・ツイッター
<https://www.facebook.com/kashiwazaki.PR>
https://twitter.com/kashiwazaki_PR



※古い機種は
受信できません

柏崎市メール配信サービス
<http://www.city.kashiwazaki.lg.jp/online/mail.html>

エリアメール（ドコモ）・緊急速報メール（au・ソフトバンク）
<https://www.nttdocomo.co.jp/service/safety/areamail/>
<http://www.au.kddi.com/mobile/anti-disaster/kinkyu-sokuho/>
http://www.softbank.jp/mobile/service/urgent_news/



BSN(6ch)・NHK(1ch) データ放送 ➡ リモコン 1 ボタン
<http://www.ohbsn.com/contents/2012/05/005217.php>
<http://www.nhk.or.jp/niiigata/chijoudigital/deta.html>



FMピッカラ(76.3MHz)
<http://www.kisnet.or.jp/pikkara/>

- 被害や避難に関するものなど、優先順位を考えて、住民に情報を伝達します。確実に情報が伝わるよう、「人から人へ」と伝えましょう。
- 地域で把握している要配慮者には、連絡体制に基づき、迅速に情報を伝達しましょう。

応急活動・初期消火活動

- 水害や土砂災害のときには、土のうを積んで浸水や土砂の流入を防止します。消防団から協力の要請があったときは、できる範囲で協力してください。
- 災害発生時には出火に注意し、防火を呼びかけます。
- 火災を発見したら、大声で「火事だ!」と叫び、周囲に知らせるとともに、「119 番」へ通報してください。
- 消火班を中心に、消防団と協力して消火活動を始めます。消火器やバケツリレーなどで風上から消火・延焼防止活動を行います。火炎や煙に注意し、常に退路を確保して、危険な場合は速やかに退避しましょう。



避難誘導

- 安全な避難経路で避難所や避難場所まで誘導します。
- 市から「避難準備・高齢者等避難開始」や「避難勧告」、「避難指示（緊急）」※が発令されたときは、住民に避難（避難準備）を呼びかけます。住民の生命に危険が及ぶおそれがあるときは、市の発令を待たず、自主防災組織や町内会の判断で避難を呼びかけます。
※ 避難情報については 30P に詳しく記載しています。
- 要配慮者に対しては、担架や車いす、リヤカーなどを活用して避難を支援します。

安否確認

- まず家族、隣近所の身の安全を確認します。
- 要配慮者は、地域で分担して安否を確認します。
- 救助を必要とする人や避難に助けを求める人がいるときは、協力して助けます。
- 避難所や避難場所では、住民の避難状況を確認します。



「わが家は全員避難しました」と一目でわかる札や目印を工夫し、避難するときに玄関前に掲げるようにしている地域もあります。スムーズに安否確認ができるよう、地域でルールを話し合いましょう。

救出・救護活動

- 救助を必要とする人を発見したら、救出に協力できる人を集めます。救助にあたっては、自分の周囲の安全に十分配慮しましょう。
- のこぎり、ハンマー、バールなどの救出資機材を活用し、二次災害に十分注意し、がれきなどを取り除きます。
- 大規模な救出作業や二次災害のおそれがあるなど、危険を伴う場合は、無理をせず消防署や消防団などに出勤を要請しましょう。
- 建設業者など、救助に役立つ道具や人材をもつ事業所などがあれば協力を依頼してみましょう。

被害状況の確認・報告

- 災害発生後、自主防災組織が活動できる範囲で地区内の被害状況を確認します。

次のような項目を確認しましょう。

- 地区内の人的被害や行方不明者数
- 建物や道路の損壊状況
- 通行止めとなっている道路や孤立した地区
- 火災の発生状況
- 浸水した地域（水害や津波の場合）



- 被害状況の確認は、調査区域を分担し、担当者を決めて実施します。自主防災組織の会長や情報班が取りまとめて、市や消防などの防災関係機関に報告します。

- 危険を伴う場合もあります。必ず複数人で行動し、周囲に注意して無理な行動は避けましょう。



地震による線路への被害



隆起した下水マンホール



大きく陥没した道路



倒壊し、道路をふさいだ家屋

協働による避難所運営

避難所の開設・運営は避難者である地元住民、施設管理者（学校関係者など）、市職員が集まり、避難所運営委員会を設置して協働により行います。より良い避難環境を確保するため、自主防災組織も積極的に参加し、協力して運営にあたりましょう。



中越沖地震での避難所のようす

安心・安全の場に

お互いに励まし、助け合う
生活再建をめざす



避難所運営における役割

- 避難所の安全確認と避難スペースの確保
- 避難者の受付と名簿の作成
- 食料や水、毛布などの生活物資の確保と配分
- 応急手当や健康管理
- 避難所内の清掃とトイレの管理
- 災害対策本部への連絡や避難者への情報伝達 など

運営の様々な仕事を分担
自主性や協力が大切



情報収集・広報活動

- 情報を収集するときは、「いつ・どこで・誰が」発した情報かを的確に把握し、デマなどに十分注意しましょう。
- 避難所には掲示板を設置し、市や避難所からの情報が住民に伝わるよう広報活動を行います。また、住民からも情報発信ができるように伝言板を設置したり、広報誌を作成したりすることもよいでしょう。

給食給水・生活支援

- 各家庭で備えておいた食料や飲料水などでまかなえない場合などに、共同で炊き出しを行います。
- 停電や断水が予想されるので、自主防災組織としても食料・飲料水に加えて調理器具や燃料を備蓄しておきましょう。
- 避難所生活を送るためには、生活スペースやトイレの衛生管理、救援物資の配布など様々な作業を行う必要があります。避難所運営委員会と協力して作業にあたきましょう。
- 避難所外の被災者にも配慮が必要です。ニーズを調べ、必要な支援を行いましょう。



炊き出し訓練のようす



避難所での救援物資の配布

安全点検・巡回活動

- 避難したあとに、地域の被害が拡大することもあります。防火・防犯活動もかねて定期的に地域を巡回しましょう。（危険な地域は立ち入りが制限されることがあります。）
- 避難所外の被災者にも巡回して声をかけ、情報を伝えるとともに、支援を必要としているか聞き取りを行いましょう。
- 新しく被害の拡大や危険な場所を発見したら、立ち入りを制限して、注意を呼びかけましょう。

平常時の活動

災害発生時に「地域をみんなで守る」ためには、日ごろからの準備や心構え、地域の中の人と人とのつながりが大切です。自主防災組織として平常時から積極的に活動に取り組み、話し合いと創意工夫を重ねながら、災害に強いまちづくりに取り組みましょう。

地区防災計画の作成

自主防災組織の活動を効果的に行うために、「地区防災計画」を定めます。

平常時や災害時の活動内容について話し合い、定期的に活動が続けられるような計画を作成しましょう。

計画の作成や見直しをするときには、「一緒に活動する仲間を募り、住民から広く意見を聞く」、「自分たちのまちを良く知る」、「災害をイメージする」、「自助や互助の活動と行政との連携を考える」、「役割分担を明確にする」、「訓練し、見直しを行う」などに留意します。また、地域の実態にあわせて災害図上訓練（**23P**を参考）や避難所運営訓練（**24P**を参考）などを積み重ねることが大切です。

計画を作成する上での基本的な考え方は次のとおりです。

■ 地区の特性に応じた地域密着型の計画

地区防災計画を作成するときは、地区における過去の災害事例をふまえ、想定される災害について検討を行い、地区の特性に合わせた地域密着型の計画を作成します。また、住民自身が計画を作成することで、地域の防災力の強化につながります。

■ 地域コミュニティを維持するために

地区防災計画を作成する目的は、地域の防災力を高めて、地域コミュニティを維持・活性化することにあります。そのためには、平常時からの地域活動はもとより、地域で大切なことや災害時にその大切なことを妨げる原因などについて整理し、災害時に「誰が・何を・どのようにすべきか」を地区防災計画に定めます。

■ 実践的な活動と定期的な検証や見直し

単に地区防災計画を作成するだけでなく、日ごろから住民が力を合わせて計画に基づく防災活動を実践するとともに、定期的な検証や見直しを行います。

〇〇地区防災計画（イメージ）

1. 基本的な考え方（地区として大切にしたいこと）

- ・「困ったときはお互い様」の精神で助け合い、災害を乗り越えます。
- ・自助による備えの重要性を広めるとともに、皆で助け合う意識を大切にします。

2. 地区の特性

（1）自然特性・社会特性

- ・山間部の住宅地で斜面地が多い地区である。
- ・対象地区内に土砂災害危険箇所がある。
- ・〇〇川が過去に大雨で氾濫したことがある。
- ・一人暮らしの高齢者が多い地区である。
- ・耐震性のない家屋が多く、管理不全の空き家が増加している。

（2）想定される災害

- ◆ 集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風による被害
 - ・〇〇川の氾濫や堤防の決壊、〇〇橋の損壊
 - ・〇〇地区周辺での家屋への浸水
 - ・〇〇地区でのがけ崩れ
- ◆ 地震、津波による被害
 - ・家屋や工作物（ブロック塀など）の倒壊
 - ・住宅密集地での大規模な火災
 - ・〇〇地区でのがけ崩れ
 - ・〇〇川の堤防の決壊、〇〇橋の損壊
- ◆ 暴風（竜巻など）による被害
 - ・家屋や電柱の倒壊

（3）防災マップ

- ※ 地区で防災マップを作成し、掲載します。
（防災マップの作成については **23P** をご覧ください。）

3. 防災活動の内容

(1) 防災活動の体制

班名	班長	平時の役割	災害時の役割
総務班 (本部)	〇〇〇〇	全体調整 関係機関・団体との事前調整	全体調整 関係機関・団体との調整 被害・避難状況の全体把握
情報班	〇〇〇〇	啓発・広報	公共機関などからの 情報収集・伝達
消火班	〇〇〇〇	器具の整備・点検	消火器・バケツリレーなどによる初期消火
救出・救護班	〇〇〇〇	資機材、器具の整備・点検	負傷者の救出・応急手当、 救護所などへの搬送
避難誘導班	〇〇〇〇	避難経路の点検	住民の避難誘導
給食・給水班	〇〇〇〇	器具の整備・点検	炊き出しなどの給食・給水活動
衛生班	〇〇〇〇	健康対策・感染予防の研修	災害ごみ・し尿処理、衛生管理
福祉班	〇〇〇〇	要配慮者の支援体制の整備	要配慮者への支援

(2) 平常時の活動

・防災知識の普及・啓発

防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが大切です。
地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。

・地区の安全点検

防災の基本は、自分たちの住むまちを知ることです。
地区の危険な場所や防災上問題のある場所を確認し、改善のための働きかけなどを行います。

・防災資機材の整備

防災資機材は、災害発生時に役立ちます。
地区で防災資機材を整備し、日ごろの点検や使い方を確認します。

・防災訓練

防災訓練は、いざというとき、迅速かつ的確な対応をするために欠かせない活動です。
地区住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行います。

(3) 災害時の活動

- 情報の収集、伝達

公共機関などから正しい情報を収集し、地区住民に伝達します。
また、地区の被災状況や火災発生状況などを取りまとめ、防災機関へ報告します。

- 救出、救助活動

みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出、救助活動を行います。
ただし、二次災害に巻き込まれないよう、安全対策を行ったうえで活動します。

- 初期消火活動

消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行います。

- 医療救護活動

医師の手当てが受けられるまでの間、負傷者に応急手当を行い、救護所へ搬送します。

- 避難誘導

地区住民を安全な場所へ誘導します。

- 給食給水活動

地区で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食給水活動を行います。

(4) 要配慮者などへの支援

- 要配慮者の身になって、防災環境の点検・改善を行う。
目や耳の不自由な人にも、警報や避難情報がきちんと伝えられるか、避難経路などに障害物や危険な場所はないかなどを点検し、改善に努めます。
- 避難するときは、しっかり誘導する。
隣近所の助け合いが大切です。一人の要配慮者に複数の避難支援者を決めておきます。
- 困ったときこそ温かい気持ちで接する。
非常時こそ、不安な状況に置かれている人にやさしく接する必要があります。困っている人や要配慮者には、思いやりの心を持って接します。
- 日ごろから積極的にコミュニケーションを図る。
いざというときに円滑に支援ができるよう、日ごろから積極的に要配慮者とのコミュニケーションを図ります。

4. 実践と検証

(1) 防災訓練の実施

災害発生時に、地区住民が「地区防災計画」に沿って適切な行動ができるよう、市や消防署などとも連携しながら、次の訓練を中心とした地区防災訓練を毎年度実施します。

- ・避難訓練（要配慮者の支援を含む）
- ・情報収集、伝達訓練
- ・救出救護訓練
- ・給食給水訓練
- ・啓発活動

(2) 防災意識の普及と啓発

- ・防災士の資格を取得するなど、地域住民の防災意識や知識を向上させ、災害に対応できる人材を育成します。
- ・耐震対策や消火器具、防災用品などの紹介を行います。

(3) 防災資機材の整備状況

保管場所	物資名	数量	備考
〇〇倉庫 〇〇町〇-〇	ヘルメット	〇〇	
	メガホン	〇〇	
	毛布	〇〇	
	リヤカー	〇〇	
	アルファ米	〇〇	消費期限：〇年〇月〇日
	飲料水	〇〇	消費期限：〇年〇月〇日
	缶詰	〇〇	消費期限：〇年〇月〇日

(4) 計画の見直し

訓練などの活動内容を定期的に検証し、必要があれば「地区防災計画」を見直し、より実効性のある計画とします。

防災知識の普及・啓発

防災の取り組みは各家庭の対策から始まります。防災の心得や備蓄品・非常持出品の準備、耐震診断や耐震補強などについて各世帯に周知しましょう。

- 定期的に防災に関するチラシや回覧板などを作成しましょう。
- 自主防災組織の役割と活動についても住民に理解してもらいましょう。

要配慮者対策

高齢者、障がい者、子ども、妊婦、傷病者など、災害がおきたときに避難や避難所での生活に特別な支援を必要とする人がいます。また、日本語の理解が十分でない外国人や、観光客などその土地の地理に詳しくない人なども助けを必要とします。

こうした「要配慮者」には、情報の伝達や安全な場所への避難、避難先の環境に適応していくことなど、場面や状況に応じてその人に合った支援を考え、地域の力を合わせて取り組んでいくことが大切です。

自主防災活動を通じて、要配慮者を助け合える環境づくりに取り組みましょう。

普段から要配慮者が安心して暮らせるまちをつくりましょう

■ 日ごろからの交流

災害発生時に何をしてほしいか、前もって把握しておきましょう。



■ 環境を整備する

車いすでも避難経路は通れるか、案内標識はよく見えるか、確認しましょう。

■ 防災能力を高める

自力でできることを一緒に探し、防災訓練には一緒に参加をしましょう。

■ 誰が担当するのか

誰が連絡するのか、サポートするのか、あらかじめ決めておきましょう。

避難行動要支援者登録制度

市では支援が必要な方について名簿を整備し、自主防災組織などの関係者と情報を共有しています。制度を有効に活用し、支援にあたりましょう。

防災訓練の実施

災害がおきたときに、自主防災組織として対処できるよう日ごろから訓練を重ねておきましょう。訓練に参加する住民は、協力して一つのことを成し遂げる中で一体感を得ることができます。

また、訓練を通じて、日ごろの活動や計画に生かせる反省点、教訓を得ることも訓練の目的の一つです。

より多くの人に参加を呼びかけ、定期的に防災訓練を実施しましょう。

訓練実施までの準備

自主防災組織の年間活動計画や目標をもとに、訓練のテーマやポイントを検討しましょう。訓練実施に向けた準備のステップは次のとおりです。

1. 実施計画の策定

限られた時間の中で、効果的な訓練ができるような計画づくりが大切です。参加者が災害時に役立つ体験をできるような実施内容を検討しましょう。

2. 関係機関との調整

訓練を計画するにあたり、必要に応じて市や消防署にご相談ください。訓練内容によっては危険を伴う場合もありますので、安全に正しい知識を習得できるように、必ず消防署員や消防団員などの指導を受けてください。

3. 訓練参加の呼びかけ

より多くの人に参加してもらうことができるよう訓練への参加を呼びかけます。学校や事業所などにも訓練の実施を知らせて参加を呼びかけ、お互いに協力しあう方法も考えてみましょう。



防災訓練における補償制度

市では、防災訓練中の事故によるケガや賠償責任について補償する制度があります。補償の適用条件として、事前に市への訓練実施計画の提出が必要です。

自主防災組織で訓練を行なうときは、防災・原子力課へ「自主防災会訓練実施届」および訓練終了後に「自主防災会訓練実施報告書」を提出してください。

防災訓練の実施メニューとポイント

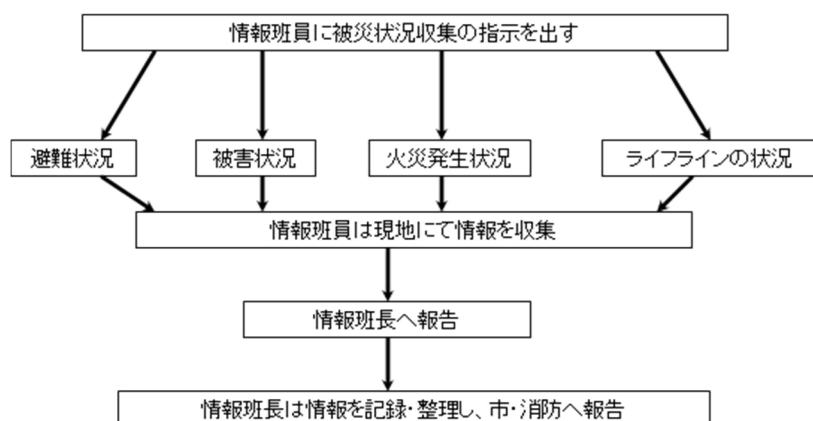
防災訓練には様々な実施メニューがあります。ここでは代表的な訓練内容とポイントを紹介します。地域に合った内容を選んで、防災訓練を計画しましょう。

情報収集・伝達訓練

災害の発生直後は、誰もが情報を必要としています。的確な行動を判断するためには正確な情報が不可欠です。いち早く地域の情報を収集し、正確に情報を伝達する方法を訓練しておきましょう。

■ 情報収集訓練

災害発生後、地域の被災状況や住民の安否、生活情報などを調査し、収集した情報を正確かつ迅速に自主防災組織の役員や防災関係機関に報告する手順を訓練します。

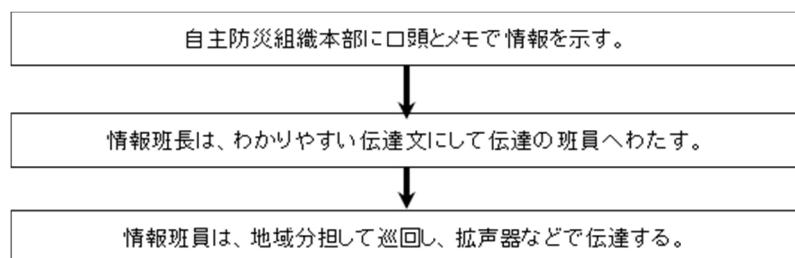


<ポイント>

- 詳しい状況が分からないときは、概要のみを第一報として速やかに報告する。
- 第二報以降はできるだけ事実を確認して情報を報告する。
- 「異常なし」も重要な報告。
- 火災、避難など重要な情報はメモに残しておく。

■ 情報伝達訓練

ラジオ、テレビ、防災関係機関などから得た情報や避難の呼びかけを正確かつ迅速に住民に伝える手順を訓練します。



<ポイント>

- 伝達は難しい言葉を避け、簡単な言葉で。
- 口頭だけでなく、メモ程度の文章も準備する。
- 各世帯へ効率的に伝達するためのルールを決めておく。
- 視聴覚などに障害のある方への伝達に十分配慮する。

初期消火訓練

消火用バケツや消火器を使用して初期消火の方法や資機材の使い方を学びます。

消火器の正しい使用方法や火災から身を守る方法など、消防署員や消防団員の指導を受けます。

消火班だけではなく、多くの住民が体験できるようにしましょう。



消火訓練のようす

救出救護訓練

倒壊した家屋などから被災者を救助するには、専門的な知識や技術、資機材が必要になります。消防署員や消防団員から適切かつ対応可能な救出方法について学びます。

また、速やかな応急手当や医療機関への搬送が必要な場合があります。消防署などの防災関係機関が行う救命講習・応急手当講習などで技術を習得しましょう。

AED の取扱いや、心肺蘇生の手順、外傷への応急手当の方法などは、市から講師を派遣できますので、お気軽にご相談ください。（詳しくは **25P** をご覧ください。）



心肺蘇生法の講習



倒壊家屋救出訓練

避難訓練

実際に避難所や集合場所へ集まり、避難経路を確認します。避難時の携行品や服装などを確認し、誘導の方法や担架、車いすなどを活用した避難の支援も実施しましょう。

- ① 住民に「避難勧告（訓練）」を伝達
- ② 各世帯では出火防止の処置をし、安全な服装・非常持出品を準備
- ③ 要配慮者の避難支援を実施
- ④ 避難所では人数を迅速に確認、不明者は手分けして安否を確かめる



車いすで要配慮者の避難を支援

<ポイント>

- 「人から人へ」と避難の呼びかけを伝える。
- 避難者や、要配慮者の状況を把握する。
- 安全な場所や経路へ適切に誘導する。
- 避難中もラジオ等で情報を入手する。
- 避難完了までの時間を計ってみる。
- 夜間や悪天候時などには避難や確認にさらに時間がかかることを想定しておく。

給食給水訓練

限られた資機材を有効に使って、食料、飲料水を確保するとともに、効率よく配る方法を習得します。配布が必要な人数の把握と公平に配る仕組みも考えましょう。

- ① 給食給水の担当者を集める
- ② テントやテーブルを用意する
- ③ 釜や大鍋を使用して、おにぎりやみそ汁などの炊き出しを行う
- ④ 限られた食器類を使って効率よく公平に配布する



<ポイント>

- あらかじめ給食や給水の拠点を決めておく。
- 井戸やわき水など飲料水を確保できる場所を調べておく。
- 被災後の衛生状態が悪い中での配布を考え、手や調理器具をしっかりと洗浄しておく。
- 救援物資をスムーズに配布できるよう仕分けや配布を分担する。
- 町内会の班単位などに配布し、混乱をふせぐ。

災害図上訓練（防災マップの作成）

地域の中には、災害時に近づいてはいけない危険な場所や、役に立つ防災資源などがあります。住民に広く参加を呼びかけ、平常時から分担して地域を点検し、気づいたことを地図にまとめた地域の防災マップを作りましょう。

■ 防災マップにまとめる地域の情報

● 地域の危険箇所

- ・急傾斜地
- ・土石流危険箇所
- ・浸水するおそれのある低地
- ・急な坂道や階段、狭い道路
- ・地震で倒壊するおそれのある建物
- ・出火による延焼危険の高い地域
- ・地震で落下するおそれのある看板
- ・過去に被害があったところ

など

● 地域の防災情報

- ・避難場所、集合場所
- ・安全な避難経路
- ・防災資機材の格納庫 など

● 地域の防災資源

- ・井戸や貯水タンク
- ・消火栓、防火水槽、プール
- ・工務店や建設会社
- ・病院、薬店 など

■ ハザードマップの確認

市では、ホームページなどで各種ハザードマップを公開しています。地域のハザードマップで危険な場所を確認し、防災マップにも反映しましょう。

■ 防災マップの活用

作成した防災マップを活用して、地震や水害の場合における避難や、日ごろから安全なまちづくりについて話し合い、倒壊のおそれのあるブロック塀など、地域の中の危険を探し、改修や改善を行います。

また、防災マップの作成や、点検・調査活動を通じて住民の関心を喚起し、議論した内容を自主防災活動やまちづくりに反映させましょう。

防災点検やマップの見直しは、定期的に行い、繰り返し実施することで自主防災活動の活性化につながります。



防災マップ作成のようす

避難所運営訓練

避難所の運営は自主防災組織の重要な役割のひとつです。避難所生活のストレスができるだけ少なくなるよう、事前に訓練をして運営方法を検討しましょう。

■ 施設の点検

避難所となる施設の安全性を確認し、余震等で壊れそうな箇所はないかなど、定期的に点検しましょう。

■ 避難者名簿の作成

名簿の作成は、安否確認に対応したり、救援物資を全員へ効率的に供給したりするために不可欠な、避難所を運営していくうえで最も重要な仕事のひとつです。迅速かつ正確に作成できるようにしましょう。

■ 施設の使い方（部屋割り）

本部室・物資置場・配給所・調理室・医務室など、施設の使い方について検討します。また、避難所スペースについても共有部分と各世帯の居住部分に分ける必要があります。

■ 避難所生活のルール

多くの住民が厳しい生活環境の中で、より快適な共同生活を送るためには、生活のルールを定め、避難者全員で守ることが必要です。

生活の時間（起床・消灯・食事・清掃）、生活の基本（貴重品の管理・土足厳禁・飲酒・退所・コンセントの使用など）、場所を決めて行うこと（喫煙・携帯電話の使用・見舞客の対応・ペットの世話など）、水や物資の管理、トイレの管理、ゴミ処理などについてルールを決めます。

<ポイント>

- あくまでも避難所の運営主体は「避難者自身」であることを忘れない。
- 運営を円滑に行うため事前に運営計画を作成しておく。
- 運営計画の柱は、組織・生活のルール・部屋の使い方である。
- 高齢者や障がい者などの要配慮者に対しては、特に注意をはらう。
- 共同生活の場となる避難所には、様々な人が様々な事情で避難していること、普段と同じ生活ができないことを十分に認識しておく。



地域の防災力を強化するために

自主防災組織がさらに活動を充実させ、防災力を高めることができるよう、市では様々な支援を行っています。支援制度を活用し、地域の防災力を強化していきましょう。

防災訓練を充実させる

市では、市民の皆さんに防災の知識や技術を学んでいただくため、自主防災組織からの講習会、研修会などの開催要望に対して、防災に関する講師を無料で派遣しています。

ぜひ多くの自主防災組織でご活用ください。 ※講師派遣は先着順とし、予算の範囲内での実施となります。

防災講習のおもなメニュー

■ 災害イメージゲーム（防災クロスロード）

「大地震の時、ペットを避難所へつれていきますか？」

災害時、誰もが遭遇するかもしれない「ジレンマ」について **Yes・No** で答えるカードゲームです。いろんな価値観を共有して災害対応に生かすことができます。

■ AED の取り扱い、心肺蘇生の手順

目の前の倒れている人を救うために「自分ができること」を学びましょう。

子ども向けの講習もできます。親子で受講してみませんか？

■ 避難所運営ゲーム（HUG）

避難者の年齢や性別、それぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを机上で模擬体験するゲームです。

■ 防災ガイドブック（自然災害編）講義

防災ガイドブック（自然災害編）の解説を行います。



他にも多くのメニューがあります。

メニュー以外でも「こんな防災活動がやりたい！」という希望がございましたら、防災・原子力課へお気軽にご相談ください。

防災リーダーを育成する

災害に関する知識や技術を修得し、リーダーシップを発揮できる人がいると、いざというときに心強いものです。

市では、地域の防災リーダーを養成するために「防災士養成講座」を開催し、「防災士」の資格取得の支援を行っています。

自主防災組織でも「防災士」の資格取得にチャレンジして、地域の防災リーダーを育成しましょう。



防災士養成講座のようす 1



防災士養成講座のようす 2

「防災士」とは・・・

「防災士」とは、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、災害に対し正しい知識と適切な判断力を兼ね備えた人材を育てようと、生まれた民間資格です。

住民自律型の防災体制の担い手として、平常時の防災活動や、災害発生時に役立つ知識を学び、「防災・減災の知識と意識」を身につけます。

■ 防災士資格取得までの流れ

- ① 市が開催する「防災士養成講座」を受講します。
- ② 講座の最後に行われる「防災士資格取得試験」を受験し、合格します。
- ③ 消防署などで開催される「救命救急講習」を受講します。
- ④ 日本防災士機構に認証登録申請をすることにより、防災士台帳に登録され、防災士となります。



組織を機能させるためのヒント

自主防災組織をしっかりと機能させるためには、防災訓練などの活動に積極的に取り組むことが大切です。若い世代も含めた様々な人に参加を呼びかけ、自主防災活動をより活発にするための方法を考えましょう。

もし災害がおこったらどうなるか、繰り返し考える

地域における防災上の問題点を洗い出してみると、自主防災組織活動を活発にするためのヒントが得られます。

- 災害がおきたとき、地域がどうなるか想像してみる
- 必要になること、必要なもの、役立つものを考えてみる
- 役員、運営委員以外からもアイデアを募り、積極的に取り入れる



幅広いコミュニケーションを大切に

自主防災活動には「住民のつながりを生かして地域の防災力を高める」視点が必要です。住民のつながりを保つには「地域のコミュニケーション」が欠かせません。人と人とのコミュニケーションが生まれるきっかけを大切にしましょう。

- 日ごろからの近所づきあい
- 地域コミュニティ活動
- 町内会のお祭りや学校の運動会 など



協働を考える

協働とは、様々な分野の人々が力を出し合って、共通の仕事に取り組むことです。地域防災に取り組むのは自主防災組織や住民だけではありません。以下のような災害時に助け合える人・団体に参加を呼びかけ、地域の防災力をより高めましょう。

- 消防団や民生委員、ボランティア活動経験者 など
- 避難所となる学校、災害時に役立つ資機材をもつ事業所 など
- 近隣の自主防災組織や町内会 など



活動のマンネリ化を防ぐ

自主防災活動は、いつ起こるかわからない災害に対して、住民が主体的に取り組む活動です。防災訓練や防災知識の啓発は、災害に備えて継続して取り組み、より多くの人たちが参加できるように工夫していく必要があります。

しかし、近年、自主防災活動のマンネリ化が大きな課題となっています。

活動を長続きさせるために・・・

活動がマンネリ化しないために、ただ「防災」を冠した訓練や活動を行うだけでなく、日常の活動のなかで、防災にも役立つノウハウを楽しく身に付ける手段を工夫した、親しみやすい活動を目指す工夫が必要です。

例えば、地域で救急救命講習を実施するときは、「防災対策」を掲げるよりも「うちのおじいちゃん、おばあちゃんに万一のことがあったら」というアプローチで参加を促したほうが動機として身近になります。

また、「防災のための炊き出し訓練」と呼びかけるよりも、**PTA**で「子どもと一緒に焼きそばや豚汁づくり」を遊び感覚で行うほうが、実質的な訓練に楽しみながら参加することができます。

地域のお祭りや運動会などの行事に防災の要素を取り入れることも有効です。

住民がより参加しやすいテーマで、「地域の活動」と「防災活動」を結びつけることが、自主防災組織の活動を長続きさせ、より活性化させるためのポイントといえます。



地区運動会での担架リレー



子どもと一緒に楽しく炊き出し

防災資機材の備蓄・管理

災害の発生に備え、自主防災組織でも次のような資機材を準備しておくで安心です。

いざというときは、各家庭や事業所などで活用できるものを持ち寄るなど、工夫して災害に備えましょう。

■ 防災資機材

● 情報収集・伝達用

- ☐ 携帯用ラジオ
- ☐ 携帯用無線機
- ☐ 交換用電池
- ☐ メガホン、拡声器
- ☐ 腕章 など



● 初期消火・水防活動用

- ☐ 消火器
- ☐ 水バケツ
- ☐ スコップ
- ☐ 土のう袋
- ☐ ブルーシート など



● 救助・救出用

- ☐ ヘルメット
- ☐ バール、ハンマー
- ☐ のこぎり、スコップ
- ☐ ジャッキ
- ☐ ロープ など



● 救護活動用

- ☐ 救急医薬品
- ☐ 毛布
- ☐ 担架
- ☐ 簡易トイレ
- ☐ テント など



● 避難誘導用

- ☐ 懐中電灯
- ☐ メガホン、拡声器
- ☐ 警笛
- ☐ リヤカー、車いす など



● 給食・給水用

- ☐ なべ、調理道具
- ☐ コンロ、ガスボンベ
- ☐ 給水タンク
- ☐ 飲料水、保存食 など



■ 防災資機材の点検

防災資機材は定期的、計画的に整備・点検し、いつでも使える状態にしておきましょう。使用訓練も行いましょう。



■ 避難所となる施設に整備されている防災資機材

避難所となる小中学校やコミセンには発電機、投光器、特設公衆電話、IP 無線、無線 LAN などが整備されています。事前に整備されているものを確認し、使用訓練も行いましょう。

市から発令される避難情報

災害の発生が差し迫り、避難が必要になった場合には、市より避難情報が発令されます。

市民の皆さんへは防災行政無線、緊急速報メール・エリアメール、**FM ピッカウ**などで避難を呼びかけます。避難情報が発令されたときは、市からのお知らせに注意して、適切な避難行動をとれるようにしておきましょう。

避難情報の種類

避難準備・高齢者等避難開始

避難に時間のかかる人は逃げてください！

高齢者、障がい者、子ども、妊婦など避難に時間のかかる人はすぐに避難してください。
また、周りの方は避難の支援を始めてください。

逃げる準備をしてください！

通常の避難ができる方は、いつでも避難ができるように準備してください。
離れている家族と連絡をとりましょう。非常用持出品を用意しましょう。

平成 28 年 12 月から「避難準備情報」は「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更されました。
このことは、高齢者に限らず、障がい者や妊産婦、乳幼児などの避難行動に時間を要する方が安全に避難を開始することです。

避難勧告

逃げてください！

避難場所への避難が必要な状況です。近くの避難場所に行きましょう。
自宅付近の状況や必要に応じて、自身の安全を確保しながら避難してください。

避難指示（緊急）

危険です！すぐに逃げてください！

安全を確保しながら、近くの避難場所へすぐに避難してください。
万が一逃げ遅れたら、身を守る行動をとりましょう。



災害時要援護者[※]に関する協力協定書

柏崎市（以下「甲」という。）と〇〇自主防災組織（以下「乙」という。）とは、地域の災害時要援護者への支援対策について、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）について、甲と乙が連携・協力して地域の自主防災組織等の災害発生時における必要な支援体制等を整備し、要援護者に対する支援を円滑に行うことを目的とする。

（要援護情報の共有）

第 2 条 甲及び乙は、要援護者に対する避難情報等の伝達、安否確認、避難誘導等を連携・協力して行うため、要援護者情報の共有に努めるものとする。

（情報交換）

第 3 条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制、要援護者の支援体制等に関し、情報交換を行うものとする。

（要援護者名簿の提供及びその適正管理）

第 4 条 甲は、要援護者から同意を得て作成した要援護者名簿を乙に提供するものとする。

2 乙は、前項の要援護者名簿を善良なる管理者の注意をもって適正に管理しなければならない。

3 乙は、提供された要援護者名簿の複写や複製をしてはならない。ただし、要援護者支援活動を遂行するに当たり、やむを得ず複写する必要がある時は、この限りではない。その場合複写した名簿は、使用後速やかに回収しなければならない。

（支援体制等の整備）

第 5 条 乙は、甲から提供された要援護者名簿等により要援護者の状況を把握し、支援体制等の整備に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第 6 条 乙は、要援護者の支援活動により知りえた個人情報を関係者以外に漏洩し、目的外に使用してはならないものとする。

（災害発生時の伝達）

第 7 条 甲は、乙の該当する地域に災害が発生する恐れがある場合や災害が発生した場合は、多様な方法で速やかに伝達するものとする。

（災害時の支援活動）

第 8 条 乙は、前条の伝達を受けたときは、関係者が互いに連携し、避難情報等の伝達、安否確認、救出・救護、避難誘導等の支援活動に努めるものとする。

（災害時の被害報告）

第 9 条 乙は、要援護者に関し死者、けが人等の人的被害を把握したときは、速やかに甲へ連絡するよう努めるものとする。

2 甲は、必要に応じて、乙に対し要援護者の被害状況を問い合わせることができる。

（協議）

第 10 条 この協定について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各々1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 柏崎市中央町 5 番 50 号
柏崎市長

乙 ○○自主防災組織

※ 「災害時要援護者」＝「避難行動要支援者」＝「要配慮者」

避難所開設運営に関する協定書

柏崎市（以下「甲」という。）と〇〇コミュニティ運営協議会及び自主防災会（町内会）（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又はおそれがある場合（以下、「災害時」という。）における避難所開設運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時において、市民の生命及び身体を保護するため、甲と乙が協力し、避難所の開設及び運営を円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第 2 条 この協定に定める協定事項は、原則として甲が災害に係る警戒態勢に入った場合又は災害対策本部を設置した場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（開設運営期間）

第 3 条 避難所の開設運営期間は、災害時に甲が、避難所として必要と認める開設から閉鎖までの期間とする。

（対象避難所）

第 4 条 本協定書により対象とする避難所は次のとおりとする。

- （1）柏崎市地域防災計画において指定されている避難所のうち、別紙 1 に定めるもの。
- （2）前項のほか、集会施設など地区内における避難者が参集した施設。

（使用する附属施設の取り扱い）

第 5 条 前条に規定する避難所の使用に当たり、附属する施設、設備、備品等（以下、「附属施設」という。）の使用については、あらかじめ甲と乙が、使用予定附属施設について協議し、甲が施設管理者と調整した後、決定するものとする。

（市の職員派遣）

第 6 条 甲は、避難所を開設したときは、避難所の開設運営に必要となる職員を直ちに派遣するものとする。

（開設運営に必要となる事務等）

第 7 条 本協定に基づき、乙が避難所の開設運営に協力する事務等は、次のとおりとする。

（1）避難所開設について

- ア 避難所の安全確認（開設時における被害箇所及び二次災害の恐れのある箇所等）
- イ 附属設備の安全及び衛生点検
- ウ 避難所の居住スペース、通路の確認及び確保

（2）避難所運営について

- ア 避難者の受け入れ及び避難者名簿の作成
- イ 食料、飲料水等必要な物資の受け入れ、避難者への配布及び保存管理
- ウ 運営に必要となる資機材の確保
- エ トイレ、ゴミ等避難所運営上必要となる附属設備等の使用に関するルールの制定
- オ その他、円滑な避難所運営に関し必要となる事項

（避難所開設運営体制の整備及び市との連絡調整の代行）

第 8 条 乙は、避難所開設運営に必要となる体制の整備に努めるものとする。

2 市の避難所派遣職員は、次に掲げる事項について市災害対策本部へ連絡調整を行うこととしているが、市職員が欠けた場合等においては、乙は市職員に代わり市災害対策本部へ連絡調整を行うよう努めるものとする。

（1）避難所の開設状況

（2）避難者数の状況

（3）その他避難所の開設運営に必要な事項

3 前項の規程による乙の市災害対策本部への連絡調整は、甲が別に定める「避難所運営マニュアル」に定める様式を使用して行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭により行うことができる。

（経費の負担）

第 9 条 避難所の開設及び運営に係る経費については、原則、災害救助法（平成 22 年法律第 118 号）、新潟県災害救助条例（昭和 39 年新潟県条例第 77 号）及び柏崎市災害救助規則（昭和 51 年規則第 40 号）において定められる範囲において、甲の負担により行うものとする。

（避難所及び附属設備に係る損害賠償）

第 10 条 前条の規定にかかわらず、避難所及び附属施設の使用に伴う破損等に対する損害賠償については、原状回復することを原則とし、その賠償負担の方法及び額については、甲乙協議のうえ決定する。

（疑義等の決定）

第 11 条 この協定書に疑義が生じたとき又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲と乙の代表者が各々 1 通を保有し、乙の代表者以外の者は、その写しを保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 柏崎市
柏崎市長

乙 代表者
〇〇コミュニティ運営協議会
（〇〇地区自主防災会）
会長



— てびきについてのお問い合わせ —

柏崎市中央町 5 番 50 号 柏崎市役所 4 階
市民生活部 防災・原子力課 防災係

TEL : 0257-21-2316 FAX : 0257-21-5980
E-mail : bosai@city.kashiwazaki.lg.jp

発行：平成 29 年 2 月